

令和4年度

監 査 結 果 報 告 書

定期監査（前期）

財政援助団体監査

公の施設の指定管理者監査

石狩市監査委員

目 次

第1 定期監査（前期）	1
1 監査期間	1
2 監査範囲	1
(1) 対象部局・実施期間	1
(2) 監査項目・対象書類	2
3 着眼点	2
4 監査方法	2
5 監査結果	2
(1) 財政部	3
(2) 環境市民部	3
(3) 保健福祉部	3
(4) 浜益支所	3
(5) 教育委員会生涯学習部	3
第2 財政援助団体監査	4
1 監査期間	4
2 監査範囲	4
(1) 団体名	4
(2) 補助金等の名称	4
(3) 所管部局	4
(4) 令和3年度交付額	4
3 着眼点	4
(1) 財政援助団体	4
(2) 所管部局	5
4 監査方法	5
5 監査結果	5
(1) 財政援助団体	5
(2) 所管部局	5
6 参考資料	6
(1) 団体の概要	6
第3 公の施設の指定管理者監査（その1）	7
1 監査期間	7
2 監査範囲	7
(1) 指定管理者	7
(2) 公の施設名	7

(3) 所 管 部 局		7
(4) 指 定 期 間		7
(5) 令和3年度指定管理料		7
3 着 眼 点		7
(1) 指 定 管 理 者		7
(2) 所 管 部 局		8
4 監 査 方 法		8
5 監 査 結 果		8
(1) 指 定 管 理 者		8
(2) 所 管 部 局		8
6 参 考 資 料		9
(1) 指定管理者の概要		9

第 1 定期監査（前期）

1 監査期間

令和 4 年 4 月 18 日から 6 月 17 日まで

2 監査範囲

令和 4 年度監査等計画及び令和 4 年度監査実施計画（前期）に基づき、令和 3 年度の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

(1) 対象部局・実施期間

部 局	実施期間
監査事務局	4 月 18 日～ 4 月 19 日
北石狩公平委員会事務局	
議会事務局	
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
総務部	4 月 20 日～ 4 月 22 日
企画経済部	4 月 25 日～ 4 月 27 日
財政部	4 月 28 日～ 5 月 6 日
環境市民部	5 月 9 日～ 5 月 11 日
保健福祉部	5 月 12 日～ 5 月 23 日
建設水道部	5 月 25 日～ 6 月 2 日
会計管理者	6 月 2 日
厚田支所	6 月 3 日～ 6 月 6 日
浜益支所	6 月 7 日～ 6 月 8 日
教育委員会生涯学習部	6 月 9 日～ 6 月 17 日

※北石狩公平委員会事務局に係る監査は、地方自治法第 252 条の 11 第 4 項の規定に基づく監査を兼ね、実施しました。

(2) 監査項目・対象書類

監査項目	対象書類
① 収入金の収入事務（抽出）	申請書、収入金の決定書、調定票、納入通知書、収入原簿など、収入に関する書類
② 支出事務 ア 負担金補助及び交付金（抽出）	補助金等交付申請書など、補助金等の支出に関する書類
イ 委託料（予定価格50万円未満）	契約事務に関する決定書、執行決議書など、委託料の支出に関する書類

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

- ・ 予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。
- ・ 調定、徴収及び現金取扱事務は適正に行われているか。
- ・ 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- ・ 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- ・ 入札又は随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- ・ 契約の履行期限は守られているか。
- ・ 委託した事務事業が適正に履行されたか、成果物その他実績報告書で確認したか。
- ・ 過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査は石狩市監査基準に準拠し、合規性、正確性の視点はもとより、内部統制（チェック体制）など事務事業の管理体制並びに事務事業の経済性、効率性及び有効性に留意して実施しました。

実施にあたっては対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行いました。また疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

5 監査結果

前述のとおり監査した結果、監査の対象となった事務について、概ね適正に執行されて

いることが確認されましたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられました。

なお、令和4年8月4日及び5日に実施した監査結果の講評において、改善を促しました。

(1) 財政部

① 支出事務について（委託料）

- ・消費税込みの額が記載された見積書を徴していました。

(2) 環境市民部

① 支出事務について（委託料）

- ・予備費充用に係る手続が遅延していました。
- ・設計図書の決裁を起案時の専決権者が行っていないでした。
- ・契約業務とあわせて契約していない業務にも支出していました。

(3) 保健福祉部

① 収入金の収入事務について

- ・参加料返金の決定前に返金通知されていました。

① 支出事務について（委託料）

- ・設計図書が決裁されていませんでした。
- ・見積合せの日に設計図書が決裁されていました。
- ・再委託に係る手続が行われていませんでした。
- ・契約書の内容に記載誤りがありました。

(4) 浜益支所

① 支出事務について（委託料）

- ・契約書の内容に記載誤りがありました。

(5) 教育委員会生涯学習部

① 支出事務について（委託料）

- ・変更契約決定前に変更契約締結されていました。
- ・一部単価について、見積合せを行わずに契約されていました。

第2 財政援助団体監査

1 監査期間

令和4年4月27日から7月1日まで

2 監査範囲

令和4年度監査等計画及び実施計画（財政援助団体監査・公の施設の指定管理者監査）に基づき、令和3年度の財政的援助に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

(1) 団体名

石狩市交通安全推進委員会

(2) 補助金等の名称

石狩市交通安全推進委員会拠出金

(3) 所管部局

環境市民部（広聴・市民生活課）

(4) 令和3年度交付額

9,359,356円

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

(1) 財政援助団体

- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- ・補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時行われているか。
- ・事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- ・会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ・精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

- ・財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

(2) 所管部局

- ・補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ・補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金等の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査は石狩市監査基準に準拠し、財政的援助を行っている事業が、補助等の目的に沿って適正で有効かつ効率的に執行されているか、所管部局に対しては、団体への指導監督が適切に行われているかに重点をおき実施しました。

実施にあたっては、団体及び対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行い、併せて実地監査を行いました。また疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

5 監査結果

(1) 財政援助団体

石狩市交通安全推進委員会に対し、前述のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていることが確認されましたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられました。

なお、令和4年8月4日に実施した監査結果の講評において、改善を促しました。

- ・報酬の支給について、一部が団体の運用基準に基づく支給となっていませんでした。
- ・切手代の支出について、取扱いの一部が不適切でした。

(2) 所管部局

環境市民部に対し、前述のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていることが確

認されました。

6 参考資料

(1) 団体の概要

石狩市交通安全推進委員会

① 設立目的

交通道德の向上と交通事故の防止のため市民運動を展開し、明るい郷土を建設することを目的とする。

② 設立年月日

昭和 47 年 4 月 1 日

③ 事業

- ・交通安全運動推進のための企画立案
- ・交通安全運動推進に必要な調査研究
- ・交通安全運動推進についての行政機関及び関係団体との連絡調整
- ・交通安全運動推進のための広報
- ・推進機構、実践組織の育成助長
- ・その他交通安全運動推進に必要な事業

第 3 公の施設の指定管理者監査（その 1）

1 監査期間

令和 4 年 4 月 27 日から 7 月 5 日まで

2 監査範囲

令和 4 年度監査等計画及び実施計画（財政援助団体監査・公の施設の指定管理者監査）に基づき、令和 3 年度の施設の管理に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度の執行状況を勘案して監査を行いました。

(1) 指定管理者

石狩総合管理協同組合

(2) 公の施設名

公園(147か所)

(3) 所管部局

建設水道部（都市整備課）

(4) 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで(4 年間)

(5) 令和 3 年度指定管理料

129, 492, 000 円

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

(1) 指定管理者

- ・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用促進のための努力はされているか。
- ・収支会計経理は適正にされているか。
- ・他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・出納関係帳簿等の記帳は適切にされているか。
- ・領収書等の証拠書類の整備、保存は適切にされているか。
- ・管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

(2) 所管部局

- ・公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正にされているか。
- ・事業報告書の点検は適切にされているか。
- ・指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査は石狩市監査基準に準拠し、指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適正な施設管理が行われているか、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおき実施しました。

実施にあたっては、指定管理者及び対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行い、併せて実地監査を行いました。また疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

5 監査結果

(1) 指定管理者

石狩総合管理協同組合に対し、前述のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていることが確認されました。

(2) 所管部局

建設水道部に対し、前述のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていることが確認されましたが、次のとおり指導を要する事項が見受けられました。

なお、令和4年8月4日に実施した監査結果の講評において、改善を促しました。

- ・貸与備品について、一部に市の備品として未登録のものがありませんでした。

6 参考資料

(1) 指定管理者の概要

石狩総合管理協同組合

① 設立目的

組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

② 設立年月日

平成17年1月11日

③ 事業

- ・ 組合員の行う公園及び施設の維持管理の共同受注
- ・ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ・ 組合員の福利厚生に関する事業
- ・ 前各号の事業に附帯する事業